

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中 「船長」を「漁船長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県 電話二部三三三三(三三三三)

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日の発行)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

告示 昭和三十九年度に許可すべき保安林の立木の皆伐面積の限度

告示

鳥取県告示第四百四十八号
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

保安林の種類	市郡町村名及び字名	皆伐面積の限度	単位
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域	八二三、三三三	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭 若桜	〇、三三	若桜地区

千尋防備保安林	東伯 東伯	三朝 三朝	喜才谷山	〇、四〇
水源かん養保安林	東伯 東伯	用瀬 用瀬	明見谷東平	〇、二八
土砂流出防備保安林	東伯 東伯	赤波 赤波	血見谷東平	一、三三
千尋防備保安林	東伯 東伯	池ノ内下平	池ノ内下平	〇、五二
千尋防備保安林	志津 志津	三六六、二七	三六六、二七	三六六、二七
千尋防備保安林	栗尾 栗尾	四一、七五	四一、七五	四一、七五
千尋防備保安林	大原 大原	一七、一三	一七、一三	一七、一三
千尋防備保安林	宮内 宮内	一七、八四	一七、八四	一七、八四
千尋防備保安林	大谷 大谷	一五、二一	一五、二一	一五、二一
千尋防備保安林	大谷 大谷	一三、一〇	一三、一〇	一三、一〇
千尋防備保安林	栗尾 栗尾	〇、三〇	〇、三〇	〇、三〇
千尋防備保安林	栗尾 栗尾	〇、六一	〇、六一	〇、六一
千尋防備保安林	大原 大原	〇、六六	〇、六六	〇、六六
千尋防備保安林	宮内 宮内	〇、〇四	〇、〇四	〇、〇四
千尋防備保安林	大谷 大谷	〇、六五	〇、六五	〇、六五
千尋防備保安林	大谷 大谷	〇、〇八	〇、〇八	〇、〇八
千尋防備保安林	大谷 大谷	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五
千尋防備保安林	大谷 大谷	〇、七八	〇、七八	〇、七八

41930
鳥取県公報

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥取県 定価一冊二百円(送料を含む。)

目次

◇告示 定例県議会の招集

告示

鳥取県告示第四百七十七号

昭和四十一年九月二十六日定例県議会を鳥取市に招集する。

昭和四十一年九月十七日 鳥取県知事 石 破 二 朗

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
当分の翌日)

鳥取県告示第四百四十九号

森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和四十一年度における保安林の立木の皆伐による伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条

保安林の種類	市郡名	同一の単位とされる保安林の所在場所	町村名及び字名	皆伐面積の限度	単位区域名
保安林	鳥取	八頭	河原 郡家	九三、六五	鳥取地区
水源かん養保安林	鳥取	岩美	岩美	八九、四九	岩美
土砂流出防備保安林	鳥取	岩美	岩美	五、八六	国府
保安林	鳥取	福部	福部	〇、三〇	福部
保安林	鳥取	福部	福部	四七、五五	鳥取
保安林	鳥取	福部	福部	一、三六	気高
保安林	鳥取	福部	福部	〇、六八	青谷
保安林	鳥取	福部	福部	一七、五六	鹿野
保安林	鳥取	福部	福部	四、二八	河原
保安林	鳥取	福部	福部	六、五七	郡家
保安林	鳥取	福部	福部	三、〇四	長谷
保安林	鳥取	福部	福部	一一、五二	高路
保安林	鳥取	福部	福部	四、九三	末用
保安林	鳥取	福部	福部	二、四二	水谷
保安林	鳥取	福部	福部	六四七、七九	日野地区
保安林	鳥取	福部	福部	〇、六一	日野
保安林	鳥取	福部	福部	二、八五	日南

第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十一年九月一日

鳥取県知事職務代理者 鳥取県総務部長 本 江 滋 二